

令和5年度事業計画

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

事業名	事業内容
第1 会議等の開催と出席	1 総会・理事会の開催 (1) 定時総会を令和5年5月24日に開催し、令和4年度事業経過及び収支決算並びに令和5年度事業計画案及び予算案、役員を選任等を審議する。 (2) 必要に応じ、臨時総会を開催する。 (3) 理事会を3か月に1回開催する。各委員会は、必要に応じ開催する。 2 全警協、九警協の総会等への出席 全警協及び九警協の総会、理事会、各種会議等に参加する。
第2 警備業務適正化のための各種施策の推進	1 警備業の経営基盤の強化を図るため、警備業における適正取引の推進等に向けた自主行動計画を推進し、労務管理問題、労働単価及び社会保険未加入問題の是正に努める。 2 会員に係る業法違反行為等の排除とコンプライアンス事業を推進する。
第3 関係機関団体との緊密な連携	1 関係機関の指導のもと、協会業務の円滑・適正な運営を図る。 2 関係機関団体が行う地域安全・交通安全・防災等の各種活動及び会議に積極的に参加する。 3 関係機関団体と連携を密にして、暴力団等反社会的勢力排除対策を推進する。 4 関係機関の立入検査等を通じて協会業務の適正な運営を図る。
第4 組織体制の充実強化	1 協会への新規加入を促進する。 2 表彰制度の活性化を図る。 3 警備員教育事業体制の充実強化を図る。 4 特別講習事業等における講師体制の確保に努めるとともに、充実強化を図る。
第5 事務処理等の合理化	1 各種事務作業等においては、OA機器等を積極的に活用して事務の効率化を図る。 2 警備員教育や各種講習においては、パソコン、プロジェクター等を積極的に活用し、教養効果を高める。 3 会員への連絡や資料提供等は、メール、ホームページ「会員のページ」への掲載等積極的な活用を図る。
第6 警備業務に関する調査研究	1 警備業務に必要な関係法令に対する指導及び調査研究を行う。 2 警備業関係の基礎資料を収集整備するなどして適正な業務運営に資する。
第7 警備現場活動の適正化の推進	1 警備員教育内容の充実強化を図り、警備現場活動の適正化を推進する。
第8 教育事業の推進	1 会員から委託を受けた新任警備員教育及び現任警備員教育を積

	<p>極的に推進し、警備員の専門的な知識及び技能の向上に努める。</p> <p>2 県公安委員会委託講習及び特別講習に積極的に取り組み、有資格者の輩出に努める。</p> <p>3 事前講習を充実させ、受講者の資質の向上を図る。</p> <p>(1) 県公安委員会委託講習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警備員指導教育責任者講習 <ul style="list-style-type: none"> 1号講習 7月3日(月)～7月7日(金) 7月10日(月)～7月11日(火) 2号講習 8月21日(月)～8月25日(金) 3号講習 11月13日(月)～11月17日(金) ・ 機械警備業務管理者講習 <ul style="list-style-type: none"> 10月30日(月)～11月1日(水) <p style="text-align: center;">実施場所：長崎県勤労福祉会館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現任指導教育責任者講習 <ul style="list-style-type: none"> 1号講習 11月27日(月) 2号講習 11月28日(火) 3号講習 11月29日(水) 4号講習 11月30日(木) <p style="text-align: center;">実施場所：長崎県勤労福祉会館</p> <p>(2) 特別講習</p> <p>①交通誘導警備業務2級</p> <p>6月3日(土)、4日(日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前講習 実技～5月21日(日)、学科～5月28日(日) ・ 実施場所：ポリテクセンター長崎 <p>②施設警備業務2級</p> <p>7月1日(土)、2日(日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前講習 学科～6月18日(日)、実技～6月25日(日) ・ 実施場所：ポリテクセンター長崎 <p>③雑踏警備業務2級・交通誘導警備業務2級(合同)</p> <p>9月16日(土)、9月17日(日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前講習 学科～9月3日(日)、実技～9月10日(日) ・ 実施場所：ポリテクセンター長崎 <p>4 特別講習講師の実務能力向上のため、「研修センターふじの」への派遣、合同講師研修会への参加、講師研修会を開催する。</p>
第9 各種研修事業の活性化	<p>1 業務運営のための経営者研修会を開催する。</p> <p>2 教育事業等の講師研修会を開催し、教育能力の向上を図る。</p> <p>3 青年部会の研修会等を開催し、警備業界の発展を図る。</p>
第10 相談・斡旋事業の推進	<p>1 相談業務及び苦情に対する処理能力の向上に努める。</p> <p>2 教育活動に必要な教材及び資器材等の斡旋を行う。</p>
第11 広報活動の推進と共同警備事業の推進	<p>1 機関誌「けいきょう ながさき」及びホームページによる効果的な広報活動を推進する。</p>

	<p>2 11月1日の「警備の日」に、警備業の社会的認知度向上,警備員募集を図るための広報活動を実施する。</p> <p>3 「安全・安心まちづくりパートナーシップ事業所」として、犯罪防止等広報活動を推進する。</p> <p>4 各種広報資料の作成により、部外広報の活性化を図り、警備業界に対する理解と協力の確保を図る。</p> <p>5 単独会員では受託が困難な大型イベント等に伴う警備業務は、共同警備事業として推進し、その警備の万全を図る。</p>
第12 労働・福祉対策の推進	<p>1 労働災害の防止のため、各種資料の作成、旬間・月間の設定等労働安全に関する各種対策を推進する。</p> <p>2 全警協が行う労働災害防止の「論文」「ポスター」「標語」に応募し、労働災害意識の高揚を図る。</p>
第13 災害支援対策の推進	<p>1 大規模災害時における協力、支援活動を積極的に推進する。</p> <p>2 防災教育訓練を推進するほか、県総合防災訓練に参加する。</p>